

(別記様式第2号)

伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者) 森林所有者

住 所 住 所

氏 名 氏 名

電話番号 電話番号

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

※法人にあつては、名称及び代表者の氏名

以下の事項を確認のうえ、提出します。

No.	項目	確認内容	チェック								
1	提出日	窓口への提出日は、伐採を行う30日以上前であるか。									
2	提出書類	以下の書類が添付されているか(□にチェック)。 <table><tr><td>☐ 添付資料が確認できる書類</td></tr><tr><td>☐ 森林の位置図・区域図</td></tr><tr><td>☐ 提出者の確認書類</td></tr><tr><td>☐ 他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)</td></tr><tr><td>☐ 土地の登記事項証明書等</td></tr><tr><td>☐ 伐採の権原関係書類 (提出者が土地所有者でない場合のみ)</td></tr><tr><td>☐ 隣接森林との境界関係書類 (省略できる場合あり)</td></tr><tr><td>☐ 市長が必要と認める書類 (該当する場合のみ)</td></tr></table>	☐ 添付資料が確認できる書類	☐ 森林の位置図・区域図	☐ 提出者の確認書類	☐ 他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)	☐ 土地の登記事項証明書等	☐ 伐採の権原関係書類 (提出者が土地所有者でない場合のみ)	☐ 隣接森林との境界関係書類 (省略できる場合あり)	☐ 市長が必要と認める書類 (該当する場合のみ)	
☐ 添付資料が確認できる書類											
☐ 森林の位置図・区域図											
☐ 提出者の確認書類											
☐ 他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)											
☐ 土地の登記事項証明書等											
☐ 伐採の権原関係書類 (提出者が土地所有者でない場合のみ)											
☐ 隣接森林との境界関係書類 (省略できる場合あり)											
☐ 市長が必要と認める書類 (該当する場合のみ)											
3	森林の所在場所	伐採箇所に以下の確認をしているか(□にチェック)。 <table><tr><td>☐ 保安林でないこと(土地所有者又は県北部農林事務所に確認)</td></tr><tr><td>☐ 森林経営計画が計画されていないこと(森林所有者に確認)</td></tr><tr><td>☐ 森づくり事業が実施されていないこと(森林所有者に確認)</td></tr><tr><td>☐ 埋蔵文化財が無いこと(庄原市生涯学習課文化財係に確認)</td></tr></table>	☐ 保安林でないこと(土地所有者又は県北部農林事務所に確認)	☐ 森林経営計画が計画されていないこと(森林所有者に確認)	☐ 森づくり事業が実施されていないこと(森林所有者に確認)	☐ 埋蔵文化財が無いこと(庄原市生涯学習課文化財係に確認)					
☐ 保安林でないこと(土地所有者又は県北部農林事務所に確認)											
☐ 森林経営計画が計画されていないこと(森林所有者に確認)											
☐ 森づくり事業が実施されていないこと(森林所有者に確認)											
☐ 埋蔵文化財が無いこと(庄原市生涯学習課文化財係に確認)											
4	状況報告等 (主伐の場合のみ)	伐採後、次の手続きが必要であることを理解している。 ・伐採作業終了後 <u>30日以内に</u> 伐採に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・人工造林の場合、 <u>植栽完了の日から 30 日以内に</u> 伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・天然更新の場合、 <u>天然更新完了の日から 30 日以内に</u> 伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出すること。 ・伐採届の届出内容について変更が生じた場合は、 <u>速やかに市長に変更届を提出すること</u> 。									

No.	項目	確認内容	チェック
5	森林所有者の確認	届出書を提出する区域の森林所有者について、土地登記簿や地籍調査の結果等、 <u>土地の所有形態が明らかになっている資料を基に地権者の特定作業</u> を行っている(森林計画図のみによる森林所有者の特定は不可)。	
6	隣接所有者の確認	隣接所有者と伐採の内容を説明するとともに境界を確認している。	
7	同意確認 (1ha以上の伐採の場合)	伐採区域の全体計画を説明している(説明を受けている)。	
8	再造林(天然更新)を行う者は明らかになっているか	<u>造林を行う者が明らか</u> になっており、その者が再造林の実行責任又は天然更新が行われなかった場合の天然更新補助作業が必要だということを理解している。	
9	申請図面の取り扱い	提出された図面の範囲以外で伐採を行う場合は、別途伐採及び造林届が必要であることを理解している。	
10	庄原市森林整備計画の遵守	伐採前に、庄原市森林整備計画の伐採に関する事項を理解している。	

備考

No.	項目	内容 ※当てはまる方に○をしてください
1	適合通知書について (転用の場合は確認通知書)	希望する ・ 希望しない 今回の伐採に係る適合通知書(確認通知書)を